

エフピコ環境基金 2026年度募集要領



1. エフピコ環境基金について

気候変動及び海洋プラスチックごみ問題をはじめとする環境問題は、様々な要因が複雑に絡み合い、地球規模の環境問題となっています。

エフピコでは1990年に6店舗のスーパーマーケットの店頭に使用済み食品トレー回収ボックスを設置して、「トレーtoトレー」のリサイクルをスタートさせ、回収拠点は10,000ヶ所を超えるまでになりました。皆様のお陰で容器包装リサイクル法に基づく分別・収集の仕組みと合わせて、使用済み食品トレーを資源として有効利用する社会インフラとして定着しております。

2020年3月には、環境問題に対してさまざまな角度から活動されている団体を助成すべく、エフピコ環境基金を創設致しました。

当基金による助成を通じて、持続可能な社会の構築を地域の皆様とともに進めて参りたいと考えております。

2. 助成対象

(1) 助成対象分野

持続可能な社会構築を目的とし、以下①～③に関する幅広い分野を対象とします。

なお、①～③の活動は日本国内に限定いたします。

①環境保全活動

プラスチックごみ回収・リサイクルの推進など循環型社会の構築や気候変動問題の解決に貢献する活動

②環境教育・研究

体験型プログラム等を通じて自然環境を大切にする心を育む活動や環境問題を解決するための研究

③「食」課題解決・「食」支援に関わる活動

食育や食の安全・フードロスの対策となる活動

(2) 助成対象団体

日本国内に拠点をもつ、以下の条件を満たす活動実績のある団体とします。

①NPO・NGO、公益法人および法人格を持たない任意団体やグループを含む、非営利団体

②教育機関、地方公共団体

(3) 助成対象外となる団体

①営利を目的とする団体・事業

②宗教上・政治上の主義を推進、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体・事業

③暴力団、暴力団員、暴力団関係者他、反社会的勢力等と交際、関係がある団体

④活動実績が1年に満たない団体

⑤個人事業主

⑥学校の部活動

⑦その他、当社がふさわしくないと判断したもの

3. 助成金額及び助成期間

(1) 助成金額

1案件当たり上限200万円/年

(2) 助成期間

2026年4月1日～2027年3月31日

※1年間を超える助成申請も可能です。(最長3年)

申請された活動内容・予算内容を精査の上、助成可否及び助成金額を決定いたします。

エフピコ環境基金 2026年度募集要領

4. 助成対象となる費用

(1)助成対象となる費用は、活動や事業に必要な経費のうち、以下の項目とします。

- ①人件費・旅費・交通費・宿泊費(助成金額の30%を上限とします)
- ②機材及び備品費
- ③会議費・通信費
- ④業務委託費
- ⑤その他経費

5. 選定方法・選考結果

(1)選定方法

助成対象となる活動は、エフピコ環境基金事務局による一次審査、社外有識者を含む審査委員会による最終審査を経て決定されます。
審査過程において、申請された活動内容についての問い合わせや、活動内容に関するプレゼンテーションの依頼を行うことがあります。

(2)選定基準

以下の基準に基づき、評価選定を行います。

- ①活動内容が、助成対象プロジェクトの成果を最大化するために適切であるか。
- ②取り組んでいる活動や、問題解決のプロセスに独創性や工夫があるか。
- ③障がい者、子ども、高齢者など多様な人々の参加を視野に入れ、ダイバーシティを実現する活動か。
- ④自治体や住民など地域社会と連携、またその参画があるかどうか。

(3)審査委員会

(委員長)末吉 竹二郎	株式会社エフピコ 経営(環境問題)アドバイザー
(委 員)佐藤 守正	株式会社エフピコ 代表取締役会長(兼)エフピコグループ代表
(委 員)浅利 美鈴	株式会社エフピコ 独立社外取締役 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 総合地球環境学研究所 研究基盤国際センター教授

(4)選考結果

選考結果につきましては、期日までに最終審査を通過した団体のみご連絡いたします。

(5)助成金交付内定期

2026年3月上旬

6. 応募方法

(1)募集期間

2025年10月1日～2025年12月15日

(2)提出書類

- ①助成申請書(HP掲載のフォームをご使用ください)
- ②前年度の決算書類(貸借対照表・損益計算書)
- ③団体規約
- ④役員名簿

(3)提出方法

以下のメールフォームからご提出ください。

[申請書ご提出](#)

エフピコ環境基金 2026年度募集要領

7. 助成の流れ

(1) 助成契約の締結

助成を受ける団体は、当社所定の覚書にて助成契約を締結いただきます。

(2) 助成金の支払い①

助成契約締結後、助成金額の2分の1を支払います。

※助成期間が1年以上に渡る場合にも、支払いは1年ごとに行います。

(3) 中間報告書の提出

助成期間中の活動について、半年ごとに中間報告書(10月末)を提出いただきます。

当初の計画より変更点がある場合は、理由、変更点を報告してください。

(4) 活動報告書の提出

助成期間中の活動全体について、活動報告書(4月末)を提出いただきます。

当初の計画より変更点がある場合は、理由、変更点を報告してください。

(5) 助成金の支払い②

提出いただいた報告書・領収書を精査し、未払い分の助成金額を確定後、支払いを行います。

なお、報告書・領収書記載の金額に不備がある場合、申請金額全額の支払いができないことがあります。

※助成期間が複数年に渡る場合にも、支払いは1年ごとに行います。

(6) 助成金の返還について

以下の基準に該当する場合、助成金の返還を要請する場合があります。

- ・助成金を申請された事業内容以外に使用したとき
- ・中間報告書、活動報告書を活動終了後3か月以内に提出しないとき
- ・事業期間内に助成金を使用できなかったとき
- ・助成期間内の活動実績・成果が乏しいと判断したとき

8. その他

(1) 個人情報の取り扱い

申請者および採択者の個人情報については、本助成選考および助成の目的にのみ使用し、第三者へ提供・預託することはありません。また、採択者の氏名・団体名・活動内容等を、当社関連の印刷物やホームページに公開させていただく場合があります。

(2) お問い合わせ

エフピコ環境基金事務局

〒163-6036 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 新宿オーフタワー36階

お問い合わせは以下フォームからお願ひします。

[お問い合わせ](#)